

政令第四百二十一号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（学校教育法施行令の一部改正）

第一条 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

第一章第二節の節名を次のように改める。

第二節 小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校

第五条第一項中「、中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改め、同条第二項中「設置する小学校又は」を「設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合又は当該市町村の設置する」に、「が二校以上」を「及び義務教育学校の数の合計数が二以上で」に、「又は中学校を」を「、中学校又は義務教育学校を」に改める。

第六条第一号及び第七号並びに第六条の三第一項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第六条の四中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第七条中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第八条中「申立」を「申立て」に、「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第九条第一項中「又は中学校」を「、中学校」に改め、「除く。」の下に「又は義務教育学校」を、「、中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同条第二項中「又は中学校」を「、中学校」に改め、「除く。」の下に「又は義務教育学校」を加える。

第十条中「又は中学校」を「、中学校」に改め、「除く。」の下に「又は義務教育学校」を加え、「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

第十一条の二中「小学校」の下に「又は義務教育学校の前期課程」を加える。

第十二条第一項及び第三項、第十二条の二第一項及び第三項、第十九条並びに第二十条中「中学校」の

下に「義務教育学校」を加える。

第二十二条中「中等教育学校及び」を「義務教育学校、中等教育学校及び」に改め、「小学校、中学校」の下に「義務教育学校の前期課程若しくは後期課程」を加える。

第二十五条中「又は中学校」を「中学校又は義務教育学校」に改める。

第四十一条中「第四十九条」の下に「第四十九条の八」を加える。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正)

第二条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「小学校の第一学年の」を「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。)の第一学年の」に改め、「中学校(」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

第二条中「若しくは中学校」を「中学校若しくは義務教育学校」に改め、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程」を加え、「小学校に」を「小学校又は義務教育学校の前期課程に」に改める。

第三条第一項第一号中「若しくは中学校」を「(義務教育学校の前期課程を含む。同号において同じ)。

）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程を含む。同号において同じ。）に改める。

第四条第二項中「定める小学校若しくは中学校」を「定める小学校（義務教育学校の前期課程を含む。

以下この項において同じ。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）に改める。

第五条第一項第二号中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改め、同条第二項中「掲げる法」を「定める法」に改め、同項各号並びに同条第四項及び第五項中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

第七条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

（義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正）

第三条 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「及び中学校並びに」を「、中学校及び義務教育学校並びに」に、「及び中学校（」を

「、中学校」に改め、「除く。」の下に「及び義務教育学校」を加える。

(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部改正)

第四条 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表に次のように加える。

義務教育学校
理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、美術教室、技術教室、家庭教室、 外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、 進路資料・指導室

第四条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「学級数が」の下に「、小学校及び中学校にあつては」を、「まで」の下に「、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級まで」を加え、同項第二号中「中学校」の下に「及び義務教育学校」を加え、同条第二項中「の学級数の学校」を「の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校」に、「同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」を「同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「

二十七学級」とあるのは「三十六学級」に改める。

第七条第一項中「」又は」を「」、義務教育学校又は」に、「各号の」を「各号に掲げる」に、「掲げる面積」を「定める面積」に改め、同項に次の一号を加える。

三 義務教育学校 当該義務教育学校の前期課程を小学校と、当該義務教育学校の後期課程を中学校と

それぞれみなして前二号の規定の例により計算した面積を合計した面積

第七条第三項中「面積は」の下に「、小学校、中学校、中等教育学校等又は特別支援学校にあつては」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法第六条第一項前段の屋内運動場に係る政令で定める面積は、義務教育学校にあつては、当該義務教育学校の前期課程を小学校と、当該義務教育学校の後期課程を中学校とそれぞれみなして前項の規定の例により計算した面積を合計した面積とする。

第八条第四項中「前条第四項及び第五項」を「前条第五項及び第六項」に改める。

(地方財政法施行令等の一部改正)

第五条 次に掲げる政令の規定中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

一 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第五十二条第二号

二 都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）第一条、第四十条の三及び第四十七条第四号

三 沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）第一条の三第三項第一号

四 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）第十二条ただし書、第十八条及び別表備考

（建築基準法施行令の一部改正）

第六条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項の表(一)の項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第二十三条の見出し中「けあげ」を「蹴上げ」に改め、同条第一項中「けあげ及び」を「蹴上げ及び」に改め、同項ただし書中「けあげ」を「蹴上げ」に改め、同項の表中「けあげ」を「蹴上げ」に改め、同表(一)の項中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加え、同表(二)の項中「中学校」

の下に「（義務教育学校の後期課程を含む。）」を加え、同表(三)の項中「こえる」を「超える」に改める。

第百十九条の表中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「こえる」を「超える」に改める。

（職業安定法施行令の一部改正）

第七条 職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次のとおり」を「小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）のみを卒業した者（中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校、大学若しくは高等専門学校又は特別支援学校の中学部若しくは高等部の学生又は生徒を除く。）」に改め、同条各号を削る。

（公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令の一部改正）

第八条 公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令（昭和二十八年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加え、同条第三項中「小学校若しくは中学校（」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程及び」に、「置かない小学校又は中

学校（「を置かない小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び）」に、「置く小学校又は中学校（「置く小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び）」に改め、同項第二号及び第三号中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「前期課程を含む。」を、「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

別表第一から別表第三までの規定中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

（学校給食法施行令の一部改正）

第九条 学校給食法施行令（昭和二十九年政令第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第四十九条」の下に「、第四十九条の八」を加える。

第七条中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令の一部改正）

第十条 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令（昭和二十九年政令第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「規定する」の下に「義務教育学校、」を加える。

(理科教育振興法施行令の一部改正)

第十一条 理科教育振興法施行令(昭和二十九年政令第三百十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「小学校」の下に「、義務教育学校の前期課程」を加える。

別表第二中「中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を加える。

(就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部改正)

第十二条 次に掲げる政令の規定中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

一 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令(昭和三十二年政令第八十七号)第三条第二項

二 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三号)第三十七条第一項、別表第三及び別表第四

(駐車場法施行令の一部改正)

第十三条 駐車場法施行令(昭和三十二年政令第三百四十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ハ中「小学校」の下に「義務教育学校」を加える。

(学校保健安全法施行令の一部改正)

第十四条 学校保健安全法施行令(昭和三十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

第十条第一項ただし書、第二項及び第三項並びに別表備考中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。

(道路交通法施行令等の一部改正)

第十五条 次に掲げる政令の規定中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

一 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第二十六条の三第一項

二 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)別表第一(七)項

三 職業能力開発促進法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号)第五条第一項第二号イ

四 活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）第一条第二項第七号、第五条第一号及び第七条第二項

五 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第六条第二項第二号

六 中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）第五条第一項の表初等中等教育分科会の項第一号

七 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第一条第一号又(4)及び第七条第二号

八 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第一条第十号二

九 津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成二十三年政令第四百二十六号）第十九条第二号

（割賦販売法施行令及び特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

第十六条 次に掲げる政令の規定中「学力試験（」の下に「義務教育学校にあつては、後期課程に係るものに限る。」を加える。

一 割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）別表第一の二第四号

二 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）別表第四の三の項

（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令等の一部改正）

第十七条 次に掲げる政令の規定中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

一 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和三十七年政

令第三百一号）第二条第三号及び第五号

二 小笠原諸島振興開発特別措置法施行令（昭和四十五年政令第十三号）別表第一教育施設の項

三 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第二条第一号チ

（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正）

第十八条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように

改正する。

第三条第九号中「小学校（」の下に「義務教育学校の前期課程及び」を、「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十九条 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「小学校（」の下に「義務教育学校の前期課程及び」を加える。

（水源地域対策特別措置法施行令及び過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部改正）

第二十条 次に掲げる政令の規定中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

一 水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）第六条第一項の表

二 過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第六条第六項第十一号

（私立学校振興助成法施行令の一部改正）

第二十一条 私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同項第二号口中「小学校」の下に

「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加え、同号ハ中「中学校」の下に「又は義務教育学校」を加える。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第二十二條 沖繩振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二號）の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

別表第一の二十二の項中「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程、」を、「小学校（」の下に「義務教育学校の前期課程及び」を加える。

（子どもの貧困対策の推進に関する法律第八條第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令の一部改正）

第二十三條 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八條第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令（平成二十六年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第二項中「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第二十四條 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第四條の表公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十二年政

令第二百二号)の項中「若しくは中学校又は」を「、中学校若しくは義務教育学校又は」に、「若しくは中学校(」を「、中学校(」に、「)又は」を「)若しくは義務教育学校又は」に改める。

(文部科学省組織令の一部改正)

第二十五条 文部科学省組織令(平成十二年政令第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号及び第十二号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第三十三条第七号中「中等教育学校」を「義務教育学校及び中等教育学校」に改める。

第三十四条第五号及び第十号並びに第三十五条第五号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第三十六条第一号中「、中学校」の下に「、義務教育学校」を、「並びに中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を加える。

第三十九条第一号及び第二号並びに第四十三条第一号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

理由

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市町村の教育委員会が指定する就学すべき学校に義務教育学校を加える等、学校教育法施行令その他の関係政令の規定を整備する必要があるからである。